五　都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）交付要綱に規定する高校生等・新修学支援金の支給に関する事務であって次に掲げるもの 一　「高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）の取扱いについて」に規定する高校生等・新修学支援金に係る受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二　「高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）の取扱いについて」に規定する高校生等・新修学支援金に係る受給事由の消滅の確認 三　「高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）の取扱いについて」に規定する高校生等・新修学支援金に係る収入状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第四十六号

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百六条第一項の規定に基づき、日本銀行の公庫預託金取扱規程の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月二十六日

財務大臣　片山さつき

日本銀行の公庫預託金取扱規程の一部を改正する省令

（日本銀行の公庫預託金取扱規程の一部改正）

第一条　日本銀行の公庫預託金取扱規程（昭和二十五年大蔵省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一条の二　この省令において、「公庫」とは沖縄振興開発金融公庫を、「公庫出納役」とは公庫の出納役及び分任出納役並びにこれらの代理出納役を、「電子情報処理組織」とは公庫出納役が出納に関する事務を処理するため公庫に設置される電子計算機（入出力装置を含む。）と日本銀行（代理店を除く。）に設置される電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を、「公庫預託金支払指図書」とは日本銀行をして公庫預託金の支払をなさしめるための公庫預託金支払指図書を、「送信」とは書面等の情報を電子情報処理組織を使用して電気通信回線を通じて転送すること（第二十一条の四を除く。）をいう。	**第一条の二**　この省令において、「公庫」とは沖縄振興開発金融公庫を、「公庫出納役」とは公庫の出納役及び分任出納役並びにこれらの代理出納役をいう。